

議 事 概 要

会議の名称 平成 30 年度第 3 回長久手市国民健康保険運営協議会

開催日時 平成 31 年 1 月 25 日（金） 午後 1 時 30 分から午後 3 時 40 分まで

開催場所 災害対策本部室

出席者氏名

被保険者代表委員	松原 純二
被保険者代表委員	村田 昌克
被保険者代表委員	坂崎 立子
国民健康保険医代表委員	塚本 正美
国民健康保険歯科医代表委員	西村 成弘
国民健康保険薬剤師代表委員	大木 剛
公益代表委員	土方 義信
公益代表委員	近藤 了子
事務局 福祉部長	中西 直起
保険医療課長	斉場 三枝
同課長補佐	名久井 洋一
国保年金係長	下菌 のぞみ

傍聴者人数 2 名

会議の公開・非公開 公開

議題

- 1 長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 2 平成 30 年度国民健康保険特別会計補正予算（案）の概要
- 3 平成 31 年度国民健康保険特別会計当初予算（案）の概要
- 4 長久手市第 2 期データヘルス計画（案）の概要

問い合わせ先 長久手市福祉部保険医療課国保年金係

電話 0561-56-0618

議 事 録

1 あいさつ 福祉部長 中西 直起

2 議事録署名者の指名

長久手市国民健康保険条例施行規則第6条第2項の規定により、村田昌克委員、西村成弘委員を指名。

3 議題

(1) 長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

事務局説明 別紙1及び参考資料により長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例（税率の改正）について説明。

質疑応答・意見等

会長 何か質問、ご意見はありますか。

会長 参考3の2022年度の欄に記されている保険税率は、県から2019年度の保険税率として示されたものということですね。

事務局 長久手市が2019年度の納付金を納めるために必要な保険税率として、県が示した数字が市町村標準保険料率です。2019年度の市町村標準保険料率を2022年度の税率として設定しています。

会長 2019年度に市町村標準保険料率まで一度に上げると保険税負担が急激に増えてしまうので、2022年度までの4年間で段階的に上げるとのことですね。

事務局 そのとおりです。

会長 参考2では今後4年間は毎年1人当たり6千円程度の上げ予定となっていますが、昨年度の計画では1万円程度の上げとなっていました。上げ幅が下がっているのはどのような理由ですか。

事務局 今回の税率改正にあたって、今年度の国保被保険者で改めて試算を行いました。さらに、課税総額の算出にあたり、被保険者数の減少、今年度新設した所得定率減免などを反映し、現時点の試算として提示しています。来年度以降の計画については、年度ごとに試算をし、見直しをしていくことになります。

会長 参考3の法定外繰入金について、2020年度以降もこれまでと同程度の額で推移していく予定ですか。

事務局 法定外繰入金については、2017年度は決算額、2018年度、2019年度は予算額を記載しています。

参考2にありますとおり、納付金、保健事業費、出産育児一時金、葬祭費などの財源は保険税、一般会計からの繰入金、県交付金です。県からの交付金の額や保険税収などの歳入の変動、納付金などの歳出の変動によって繰入金の額は変わります。そのため、2020年度以降は毎年検討していく必要があります。

会長 参考1で2018年度の所得減免と法定軽減の構成割合を合わせると59.7%となりますが、これは全体の約6割の世帯が何らかの減免、軽減を受けているということですね。減免、軽減の合計額は9600万円ほどとなりますが、これは法定外繰入金でまかなわれているのですか。

事務局 所得減免は長久手市条例で定めたもので、所得200万円以下で法定軽減の対象外となる世帯が対象となっています。所得減免による減収分1243万円は法定外繰入金でまかっています。

法定軽減による減収分は、国、県、市の一般会計の負担でまかっています。

委員 長久手市の納付金の額は、被保険者数、所得水準、医療費水準の算定基準で決まるのですか。

事務局 各市町村の納付金の額は参考2にありますとおり、県全体の保険給付費等の必要額を推計したあと、各市町村の被保険者数、所得水準、医療費水準で按分して決まります。

例えば、被保険者数でいえば、県全体の被保険者のうち長久手市の被保険者がどのくらいの割合を占めるか、所得水準でいえば、県全体の国保被保険者の所得額のうち長久手市の国保被保険者の所得がどれくらいの割合を占めるかが算定基準となります。

委員 医療費水準の0.84245というのは、高い方なのですか。

事務局 医療費水準は1人当たり医療費の全国平均を1として算出しています。長久手市は愛知県の中で46位です。愛知県の中で最も高いのは南知多町で医療費水準は約0.95です。

委員 長久手市では被保険者数が減少しているが、県全体でも減少しているのですか。

事務局 長久手市でも、県全体でも被保険者数は減少傾向ですが、県全体の減少幅より、長久手市の減少幅が少ないため、被保険者の県内シェアがあがっている状況です。

委員 これらの基準や納付金は毎年変動するのですか。

事務局 毎年変動します。

委員 長久手市としては、法定外繰入金は継続するものの、減らしていくという方針ですか。

事務局 繰入金の中で本来保険税でまかなわなければいけない部分については、今後の保険税率の引上げの中で、減らしていく必要があると考えています。

委員 保険税の引上げはやむを得ないと思うが、高齢化の中で所得の低い方は、保険税を負担していくの大変だと思います。このまま、保険税が上がっていったら払えるのかと心配になります。外国人や日本人、所得の高い、低いなど関係なく、助け合える制度にしてほしいです。

委員 健康保険があれば誰でも同じ医療を受けることができます。所得の低い方でも安心して医療を受けてもらえるための保険制度を守るためには、保険税の引上げもしかたがないのではないのでしょうか。

会長 所得の低い方には長久手市独自の減免や法定軽減もあり、低所得者層にも配慮されていると思います。

事務局 外国人についても、住民票のある方については、全員何らかの健康保険に加入していただいております、医療サービスを受けることができます

委員 他に質問はありませんか。

諮問事項の別紙1 国民健康保険税条例の一部を改正する条例について意見のある方はいらっしゃいますか。

意見がないようですので、この件については、意見なしとさせていただきます、「諮問のとおり」として市長に答申します。

引き続き、議題1 長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(別紙2)について、事務局より説明をお願いします。

事務局説明 別紙2により長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例(課税限度額の引上げ、軽減判定所得の基準額の引上げ)について説明。

質疑応答・意見等

会長 何か質問、ご意見はありますか。

会長 国民健康保険税の課税限度額を引上げは、高所得世帯の保険税限度額を上げるものですね。長久手市ではどのくらいの所得の世帯が対象になりますか。

- 事務局 所得では約 1080 万円以上、収入では約 1300 万円以上の世帯が対象となります。全体の 2.4%程度となっています。
- 会長 軽減判定所得基準の引上げは、所得の低い世帯に対し、軽減の対象を広げるものですね。別紙 2 の影響世帯に記載されている 2 割軽減の、14 世帯は改正によって新たに軽減の対象となる世帯、5 割軽減の 15 世帯はこれまで 2 割軽減の対象だったものが 5 割軽減の対象となるということですか。
- 事務局 そのとおりです。ただし、現時点の国保被保険者の所得状況で試算したのになりますので、所得状況の変動により変わります。
- 会長 参考 3 のモデル計算例の中に 7 割軽減がありますが、7 割軽減の基準はかわらないのですか。
- 事務局 7 割軽減は世帯所得 33 万円以下の世帯が対象となっており、基準額の変更はありません。
- 会長 課税限度額や軽減判定所得の基準額は全国一律の基準ですか。
- 事務局 地方税法施行令によって定められていますが、市町村の条例によって定めることができますので、別紙 2 にありますとおり、市町村ごとに課税限度額が設定されています。
- 会長 これとは別に、長久手市は所得 200 万円以下の世帯に対し、減免を行っているということですね。
- 事務局 そのとおりです。所得減免は所得 200 万円以下で法定軽減の対象外となる世帯を対象としたものです。法定軽減は世帯の被保険者数に応じて基準額が変わりますので、世帯の被保険者数が少ないと所得が 200 万円以下でも軽減対象になりません。所得減免は所得 200 万円以下の世帯であれば、被保険者数に関わらず対象となります。
- 委員 子どもを育てやすい市にするために、子育て世代にはもっと支援をしたらどうかと思います。長久手市は介護など高齢者に対する施策には力を入れているように思えますが、子育て世代への施策も考えていただきたいです。法定外繰入金を増やすことはできませんので、他の方法で子育て世代に対する減免はできませんか。
- 会長 所得減免については、応益割の減免なので、子どもに対しても適用されていますね。
- 委員 課税限度額を法令限度額以上に引上げることはできないのでしょうか。
- 事務局 法令限度額を超える限度額を条例で定めることはできません。
所得減免については今年度の決算をもって実際の効果を検証します。その上で減免基準の見直しについて検討していきます。

会長 子育て世代への支援については、国保に加入している子どもだけを優遇しているのか、国保に入っていない人からは理解を得られないのではないかと思います。国保加入者の中でも、なぜ子どもがいる世帯だけ保険税が安くなるのかという議論になるのではないのでしょうか。子どもに対する支援については、国保の施策としてではなく、他の施策の中で配慮していただくのがよいのではないのでしょうか。

事務局 国保加入者は所得水準の低い人が多く、また国や県からの公費も削られてきました。そのため、国保の財政はもともと予算が十分にあるわけではありません。所得の少ない世帯を含むすべての人にとって負担できる保険税水準なのか、毎年追跡調査をし、払えない場合はどのように手当てしていくか、限られた財源の中で長久手市国保としてできる施策を考えていく必要があると考えています。

委員 他に質問はありませんか。

諮問事項の別紙2 国民健康保険税条例の一部を改正する条例について意見のある方はいらっしゃいますか。

意見がないようですので、この件については、意見なしとさせていただきます、「諮問のとおり」として市長に答申します。

(2) 平成30年度国民健康保険特別会補正予算(案)の概要

事務局説明 資料1により、平成30年度国民健康保険特別会補正予算(案)の概要について説明

質疑応答・意見等

会長 質問はありますか。

会長 被保険者の減少や所得減免、法定軽減の影響で保険税が見込より少なかったために減額補正し、その財源は前年度繰越金でまかなう、その上で歳入超過となった分を基金へ積み立てるというものですね。

事務局 そのとおりです。

会長 その他、ご意見、ご質問はありませんか。

ご質問がなければ、このことは、報告ということですので、委員

のみなさまにはご承知おきくださいますようお願いいたします。

(3) 平成 31 年度国民健康保険税特別会計当初予算（案）の概要

事務局説明 資料 2 により、平成 31 年度国民健康保険特別会計当初予算（案）の概要について説明

質疑応答・意見等

会長 質問はありますか。

会長 歳入の国民健康保険税と法定繰入金、法定外繰入金などを財源として、歳出の国保事業費納付金を支払い、県支出金を財源に保険給付費として医療費が連合会を通じて医療機関に支払われるということですね。

会長 その他、ご意見、ご質問はありませんか。

ご質問がなければ、このことは、報告ということですので、委員のみなさまにはご承知おきくださいますようお願いいたします。

(4) 長久手市第 2 期データヘルス計画（案）の概要

事務局説明 資料 3、資料 3-1 により、長久手市第 2 期データヘルス計画（案）の概要について説明

質疑応答・意見等

会長 質問はありますか。

委員 第 1 期データヘルス計画も 5 年の計画でしたか。

事務局 第 1 期データヘルス計画は平成 28 年度から平成 30 年度の 3 カ年計画です。第 2 期データヘルス計画は特定健診実施計画を含む計画になった関係で平成 30 年度については重複しています。

委員 資料 3 で行動変容・セルフケアとありますが、やはりこれが課題なのですか。

事務局 保険者である市が呼びかけても、最終的に生活習慣をかえたり、医療機関を受診したり、服薬するのは、被保険者自身です。

そのため、正しい知識、情報を提供することで、行動変容につなげ、自分の健康を自分で守るという意識を持ってもらうことが大切なこと

です。

委員 重症化予防事業の医療機関の受診勧奨では、専門医の紹介はするのですか。

事務局 特定の医療機関を進めることはできませんが、受診勧奨をもらっても、どの病院に行けばよいか分からないというご意見もあるので、症状に応じて受け入れることができる医療機関の情報を提供することは今後検討していきます。

会長 健診未受診者対策の中に健診結果提供依頼とありますが、提供してくれた人にメリットのようなものはあるのでしょうか。

事務局 何らかのインセンティブは検討しています。例えば、特定健診が始まった当初からこの事業を行っている名古屋市では、健診結果を提出してくれた人には、名古屋城、市美術館・科学館共通券、東山動物園の入場券のいずれかを提供しています。また、他の市では提出してもらった健診結果から、カラダの年齢「健康年齢」と健康度を示す9段階の「健康タイプ」、健康状態に応じた健康アドバイスなどを提供することを検討していたと聞いています。

会長 やはり、それなりのメリットがないと提供してもらうのは難しいかもしれませんね。

会長 健診結果を提供してもらうと、健診受診率に反映されるのですか。

事務局 特定健診の健診項目をすべて満たしている健診結果を提供してもらった場合は、特定健診の受診者としてカウントすることができ、受診率に反映されます。

会長 特定健診に係る費用はどのくらいですか。

事務局 個別健診は10,400円、集団検診は6,860円です。

会長 では、健診結果を提供してもらった場合は、その健診の費用を支払うことなく、受診率を上げることができるのですね。自己負担で健診を受けて結果を提供してくれるなら、謝礼を出してもいいと思われま

す。

委員 服薬情報通知とありますが、お薬手帳などから情報を得るのですか。

事務局 毎月、医療費の請求のため、医療機関や薬局からレセプトが届きます。その中に、疾病の情報や処方薬の情報が記載されていますので、その情報を分析して通知します。

委員 重複服薬というのは、1人の人がいくつもの病院を受診してそれぞれで同じ様な薬をもらっていると、医療費がかかるので、それを防ごうというものですよね。

事務局 医療費の適正化という目的もありますが、薬の飲み過ぎによる健康

被害を防ぐことも目的です。

委員 薬局でも、お薬手帳を確認すれば、重複している薬も分かるのですか。

委員 薬の種類が違って同じ成分であることがあるので、薬局では薬剤師がお薬手帳を確認しています。ただし、お薬手帳を病院ごとに作っていたり、持っていなかったりすると確認することができないので、お薬手帳について周知していくことも重要だと思います。

会長 その他、ご意見、ご質問はありませんか。

ご質問がなければ、このことは、報告ということですので、委員のみなさまにはご承知おきくださいますようお願いいたします。

会長 他に質問ご意見はありませんか。その他、事務局何かありますか。

事務局 諮問事項の今後の手続きについて説明します。

委員のみなさまにご審議いただきました諮問事項のうち、別紙1の税率改定についての長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、この3月議会に議案を提出します。

別紙2の地方税法施行令の改正に伴う課税限度額の引上げ、軽減判定所得の基準の引上げにかかる長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については3月末に専決処分にて改正し、5月臨時議会で承認を受ける予定となっています。

また、報告事項とさせていただきます平成30年度国民健康保険特別会計補正予算(案)、平成31年度国民健康保険特別会計当初予算(案)についても、この3月議会に議案を提出します。

なお、今年度の運営協議会は本日が最後となります。

来年度は保険税の段階的な引上げの2年目となります。

委員のみなさまには国民健康保険税条例の改正に向けて3回にわたり議論していただきありがとうございました。

来年度以降も、毎年保険税率の見直しをしていくこととなります。

委員のみなさまには今後ともご協力をいただくこととなりますが、よろしく願いいたします。

会長 事務局は、納付金や市町村標準保険料率、そして国保被保険者の状況を見ながら、条例改正案を国保運営協議会で提案してください。

以上をもちまして、平成30年度第3回長久手市国民健康保険運営協議会を終了とします。委員のみなさま、おつかれさまでした。

午後3時40分終了

議事録署名者

議事録署名者